

山口市 { 水道
簡易水道 }

団 体 名 : 岐阜県山県市

事業名：簡易水道事業(伊自良・中洞)

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ～ 令和 11 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給 水

供 用 開 始 年 月 日	平成 15 年 4 月 1 日	計 画 給 水 人 口	4,420	人
法 適 (全 部 ・ 財 務) ・ 非 適 の 区 分	非適 (2023年4月全部の法適用予定)	現 在 給 水 人 口	3,611	人
		有 収 水 量 密 度	0.5	千m ³ /ha

② 施 設

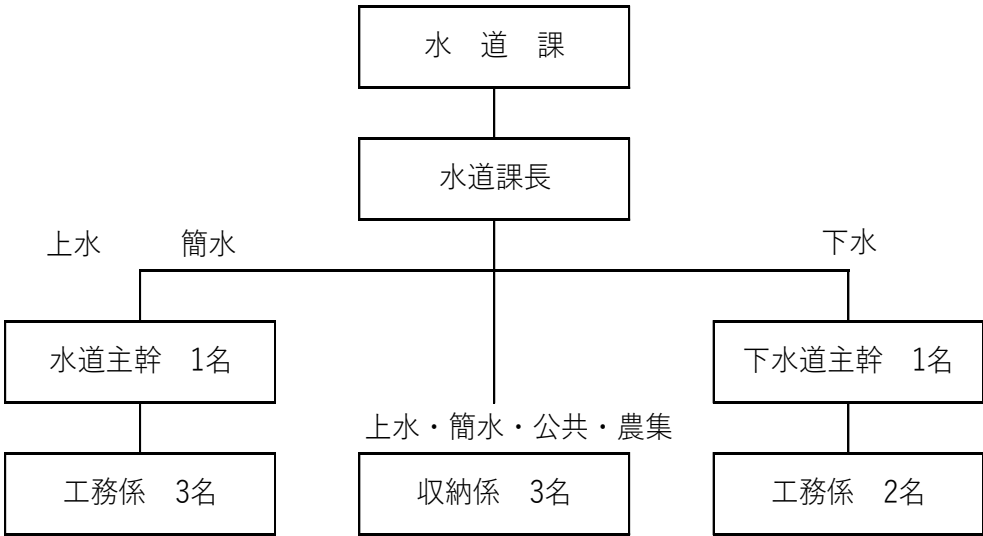
水	源	☐ 表流水 , ☐ ダム , ☐ 伏流水 , ☒ 地下水 , ☐ 受水 , ☐ その他 (複数選択可)			
施 設 数	浄水場設置数	3	管 路 延 長	71.9	千m
	配水池設置数	4			
施 設 能 力	2,312 m ³ /日		施 設 利 用 率	67.9	%

③ 料 金

料金体系の 概要・考え方	山県市給水条例により口径別の基本料金に従量料金を加算する。		
	メーター口径	基本料金(1ヶ月) 10㎡まで	超過料金 1㎡につき
	φ 13mm	1,000円	120円
	φ 20mm	1,550円	
	φ 25mm	2,030円	
	φ 30mm	2,280円	
	φ 40mm	4,100円	
	φ 50mm	5,990円	
	φ 75mm	12,620円	
	※上表にの金額には、消費税及び地方消費税相当額は含まれていない。		
料 金 改 定 年 月 日 (消 費 税 の み の 改 定 は 含 ま な い)	平成 21 年 4 月 1 日		

④ 組 織

水道課の総職員数は令和2年度で11名。そのうち水道事業(上水道・簡易水道)に携わる職員は4名で、うち1名が簡易水道勘定職員となっている。



(2) これまでの主な経営健全化の取組

経営健全化の取り組み

1. 平成27年度にそれまで水道料金を減免していた自治会の公民館、墓地、神社等から料金徴収し、年間約78千円の給水収益が向上した。

2. 平成28年4月以降の「電力自由化」に伴い、高圧受電契約を安価な売電業者へ契約変更し、年間140千円程度の経費削減した。

3. 平成29年度より毎月徴収している水道料金を隔月徴収へ移行し、徴収に伴う事務経費が10年間で133千円の経費削減した。

*1「広域化」とは、①事業統合、②経営の一体化、③管理の一体化、④施設の共同化をいい、それぞれの内容は以下のとおりである。なお、将来の広域化に向けた他団体との勉強会の設置や人事交流等について説明すべきものがあればその内容も記載すること。
①経営主体も事業も一つに統合された形態、②経営主体は一つだが、認可上、事業は別の形態、③維持管理業務や総務系の事務処理などを共同実施あるいは共同委託等により実施する形態、④浄水場、配水池、水質試験センターなどの施設を共同保有する形態

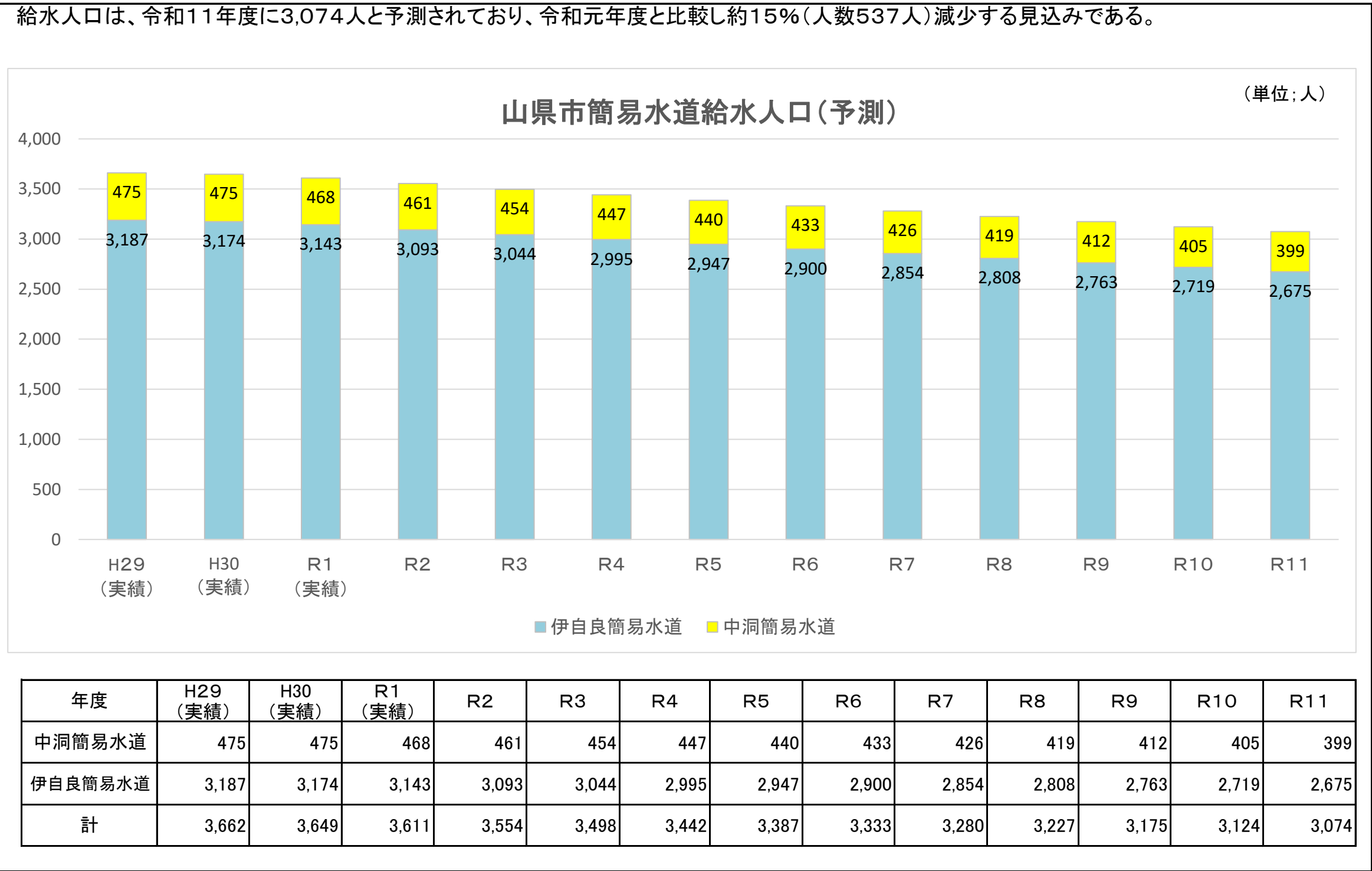
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

別紙「経営比較分析表」のとおり。

(山県市HPにて公表：R1年度決算状況)

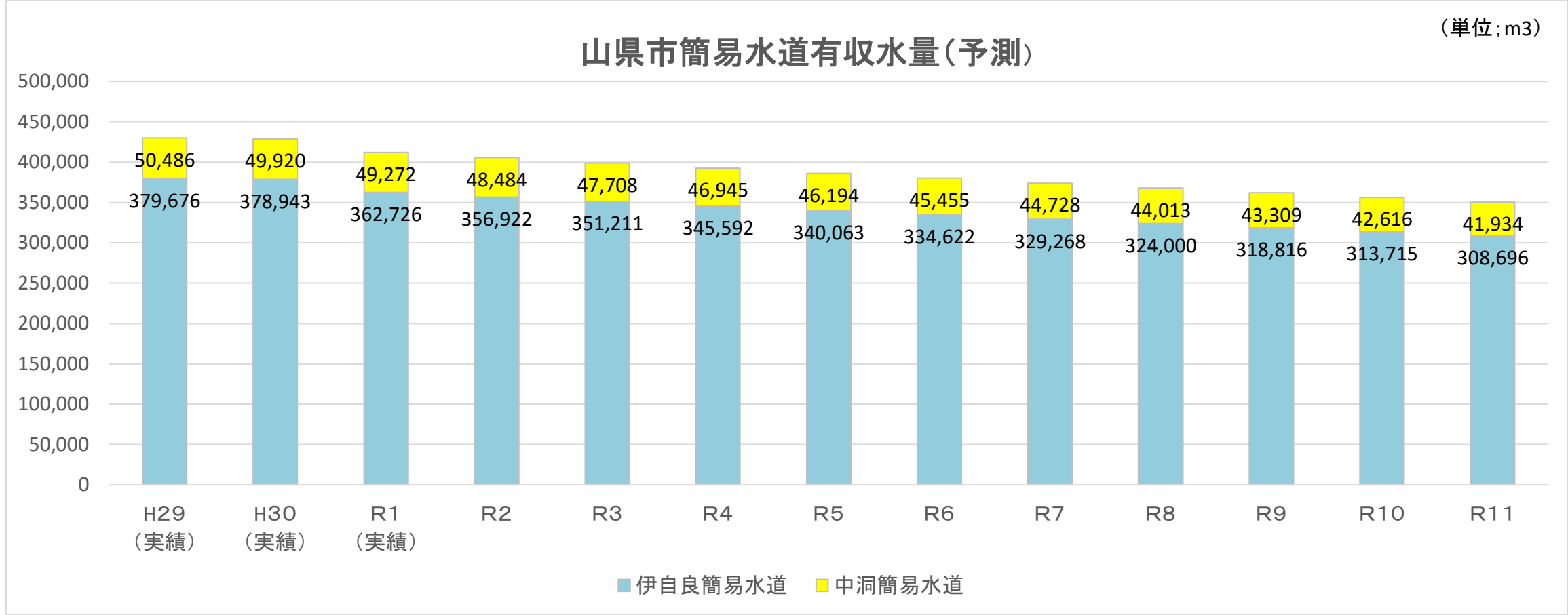
2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測



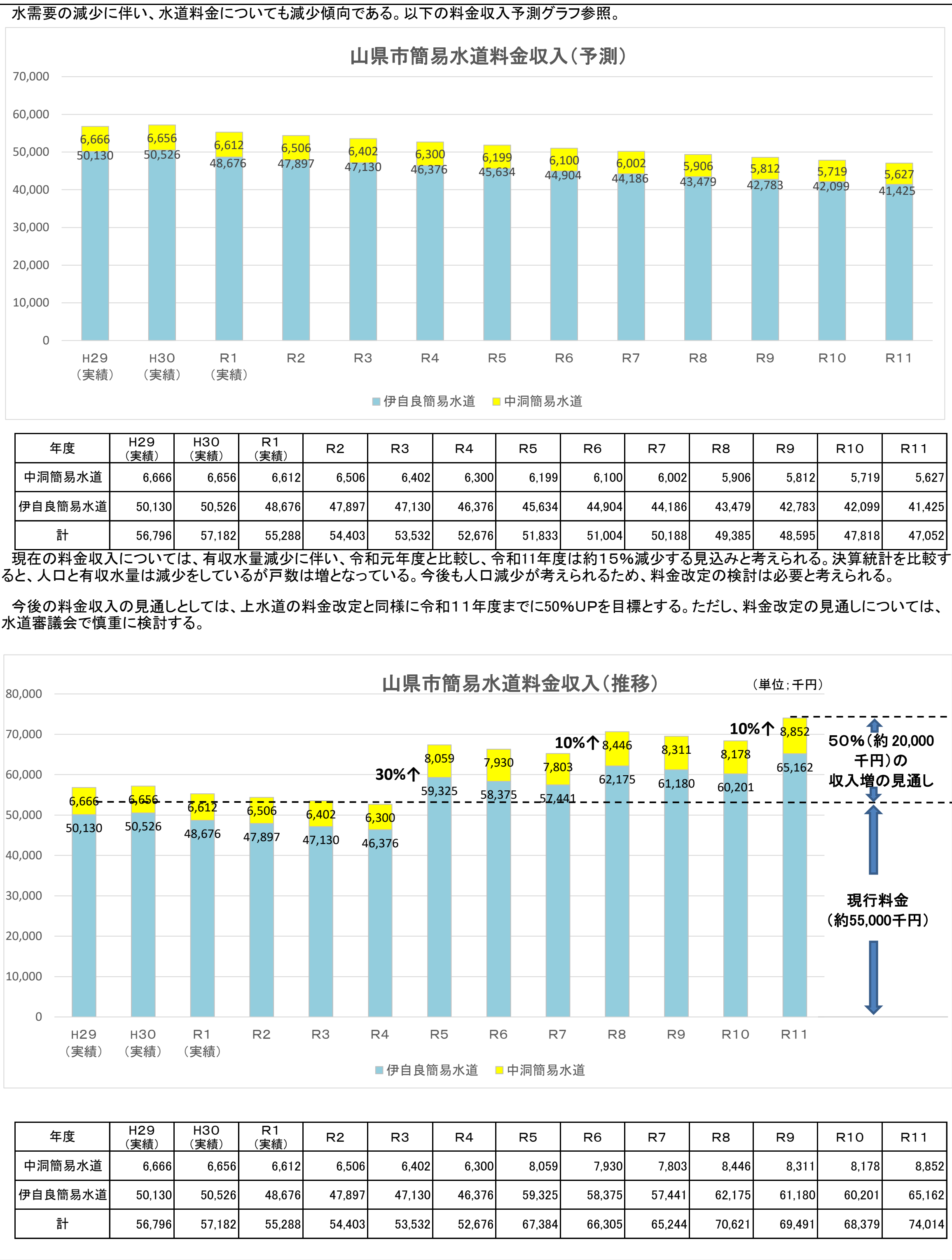
(2) 水需要の予測

水需要は人口減少に伴い減少傾向である。令和11年度の予測は350, 630m3で、令和元年度と比較し約15%（有収水量61, 368m3）減少する見込みである。



年度	H29 (実績)	H30 (実績)	R1 (実績)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
中洞簡易水道	50,486	49,920	49,272	48,484	47,708	46,945	46,194	45,455	44,728	44,013	43,309	42,616	41,934
伊自良簡易水道	379,676	378,943	362,726	356,922	351,211	345,592	340,063	334,622	329,268	324,000	318,816	313,715	308,696
計	430,162	428,863	411,998	405,406	398,919	392,537	386,257	380,077	373,996	368,013	362,125	356,331	350,630

(3) 料金収入の見通し



(4) 施設の見通し

1. 施設の概要

※平成26年度策定の「水道整備基本計画書」より抜粋

(1) 水源施設

簡易水道事業における水源は、すべてを地下水に依存している。
中洞簡易水道は実用水試験で十分な水量があり、伊自良簡易水道においても計画水量の2倍以上の施設能力を有しており、安定した水量を確保している。

【水道水源施設の一覧】

水 源 名	水源種別	計画1日最大給水量	水源水量(認可値)	備 考
中洞水源	浅井戸	227.9m3/日	587.5m3/日	実用水試験値1,160m3/日
伊自良第1水源(1～2号)	浅井戸	229.5m3/日	1,418.0m3/日	内、1井予備709m3/日
伊自良第2水源(1～2号)	浅井戸	717.0m3/日	1,734.4m3/日	内、1井予備867m3/日
伊自良第3水源(1～2号)	浅井戸	1,087.6m3/日	2,420.0m3/日	内、1井予備1,210m3/日

(2) 浄水施設

中洞簡易水道は良質な地下水が確保できるため、塩素滅菌処理のみの浄水方法でまかなわれている。
雨水や河川の影響を受けやすい伊自良簡易水道はクリプトスポリジウム対策済の浄水施設となっている。

【水道浄水施設の一覧】

水源地、浄水場名	計画1日最大給水量	浄水処理方法	備 考
中洞水源地	227.9m3/日	塩素滅菌処理	
伊自良第1浄水場	229.5m3/日	急速ろ過＋塩素滅菌処理	浄水処理能力229.5m3/日
伊自良第2水源地	717.0m3/日	急速ろ過＋塩素滅菌処理	第2水源は取水のみの施設で第3浄水場へ送水。浄水処理能力1000.0m3/日
伊自良第3浄水場	1,087.6m3/日		

(3) 配水施設

耐用年数50年を経過した配水池はなく、有効容量も十分に確保されている状態である。
建築基準に適合した耐震設計がされていない施設(建築基準法が改正される1980年(昭和55年)以前の施設)は、伊自良第2RC配水池のみである。

【水道配水施設の一覧】

配 水 池 名	構造	有効容量	滞留時間	緊急遮断弁	竣工年度	備 考
中洞配水池	RC	150.0m3	15.8時間	無	1994年	
伊自良第1配水池	RC	202.0m3	21.1時間	無	1982年	2002年に増設配水池建設
伊自良第2配水池	RC＋PC	468.0m3	15.7時間	無	1969年	PCは1986年に建設
伊自良第3配水池	PC	755.0m3	16.7時間	有	2004年	

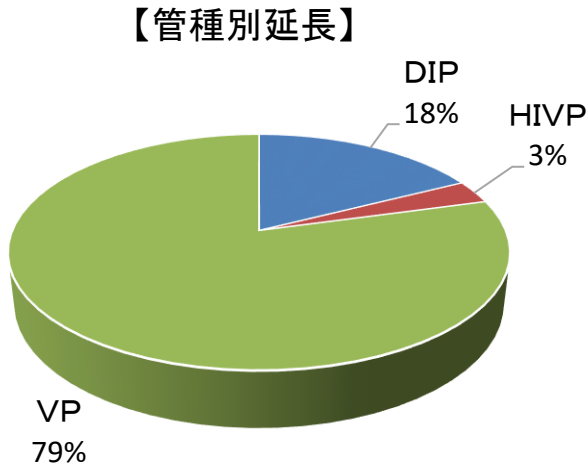
(4) 機械電気設備

中洞簡易水道の設備は、竣工後大幅な整備がなされていないことから、整備後20年を経過している。
伊自良簡易水道の設備は、統合簡易水道事業で整備されたものが多く、当初に設置された設備は10年を超えており整備が一時期に集中しているため、今後更新時期を平準化し、計画的かつ効率的な機器更新を進めていくことが必要である。

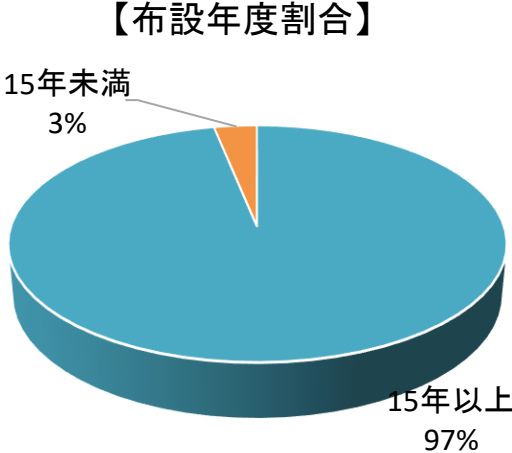
(5) 管路(導水管・送水管・配水管)

① 中洞簡易水道の管路

管路延長の合計は、約5.4kmとなり、布設されている管種では、硬質塩化ビニル管(VP・HIVP)が全体の約82%を占め、最も長い延長となっている。また2番目に多い管種は、ダクタイル鋳鉄管(DIP)で約18%となっている。
管路の耐震化率は、HPPEで全体の3%になり、耐震化率が最も低い。
中洞簡易水道整備時期(平成7年)に整備された管路が大勢を占め比較的新しい管路となっているが、整備時期が集中しているため、今後の更新時期の平準化が必要である。



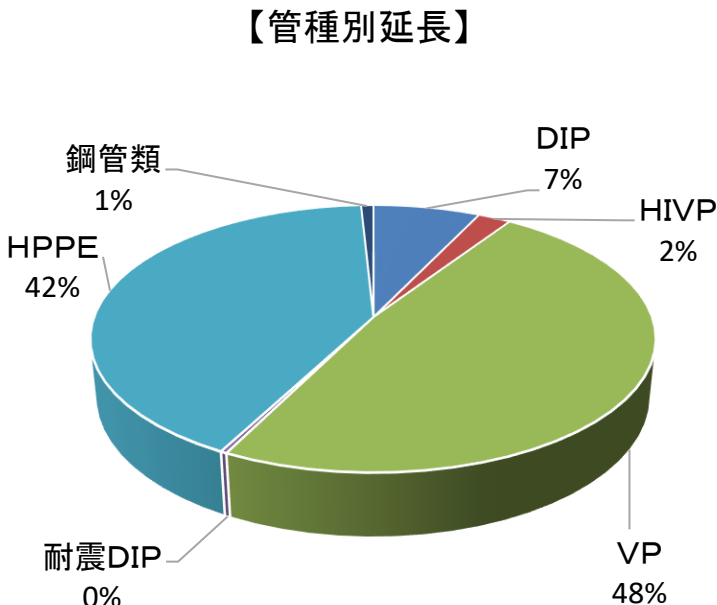
管種	延長
D I P	940m
H I V P	172m
V P	4, 255m
耐震 D I P	
H P P E	
P P	
鋼管類	
その他	
計	5, 367m



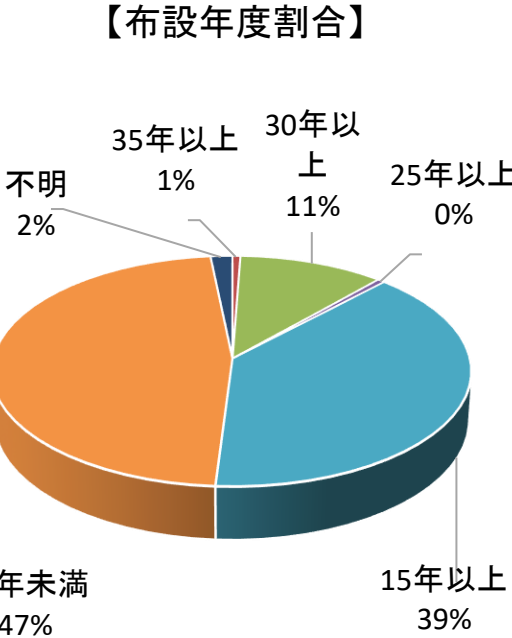
布設年度		延長
年代	経過年数	
S51年以前	40年以上	
S52～S56	35年以上	
S57～S61	30年以上	
S62～H3	25年以上	
H4～H13	15年以上	5, 195m
H14年以降	15年未満	172m
不明		
計		5, 367m

② 伊自良簡易水道の管路

管路延長の合計は、約67kmとなり、布設されている管種では、硬質塩化ビニル管(VP・HIVP)で全体の約50%を占め、最も長い延長となっている。また2番目に多い管種は、水道配水用ポリエチレン管(HPPE)で約42%となっている。
管路の耐震化率は、耐震DIPとHPPEで全体の42%となり、耐震化率は高いものの、配水幹線の多くは、統合整備事業(平成14から平成17年度)以前に整備された硬質塩化ビニル管(VP・HIVP)が主体であり、幹線の耐震化が必要となる。
布設年度別にみると30年経過割合は、全体の約12%を占め、この多くが統合整備事業以前に整備された管路となっている。
有収率が本市上水道事業と比べ高いことから、他事業の更新状況・耐震化との整合を図りながら、計画的かつ効率的な更新整備を進めていくことが必要である。



管種	延長
D I P	4, 771m
H I V P	1, 470m
V P	32, 215m
耐震 D I P	206m
H P P E	27, 759m
P P	
鋼管類	553m
その他	
計	66, 974m



布設年度		延長
年代	経過年数	
S51年以前	40年以上	
S52～S56	35年以上	397m
S57～S61	30年以上	7, 309m
S62～H3	25年以上	371m
H4～H13	15年以上	26, 089m
H14年以降	15年未満	31, 720m
不明		1, 088m
計		66, 974m

(5) 組織の見通し

簡易水道事業は今後施設及び管路更新や令和5年度からの法適用に伴い職員の確保が必要となるが、簡易水道事業だけの職員増員は難しいため、水道課全体で職員1人増員を見込んでいく。また、職員が変わってもノウハウの継承が行えるように業務の共有や研修の充実を図っていく。

水道課組織見通し		(人)			
	2020年度	2030年度	2040年度	2050年度	2060年度
課 長	1	1	1	1	1
管理職員	2	2	2	2	2
工務職員(水道)	3	3	3	3	3
工務職員(下水)	2	2	3	3	3
収納係(上水)	1	1	1	1	1
収納係(簡水)	1	1	1	1	1
収納係(公共)	0.5	1	1	1	1
収納係(農集)	0.5	1	1	1	1

3. 経営の基本方針

1. 水道事業運営基盤の強化 水道事業経営については、従来から努力を重ね、清浄にして豊富低廉な水の安定供給に努めてきたが、近年は給水人口の減少に伴い給水収益が減少し、反面、老朽化する施設の更新費用は増加傾向となっている。 今後も施設の更新を進めるための経費を捻出しつつ、安全、安定した水道水を供給し続けていくなかで、水道事業経営は益々厳しい財政状況となってきている。 経営健全化の取り組みとして、旧来より料金減免していた施設からも例外なく水道料金を賦課し、電力自由化に伴う高圧受電契約の変更や料金徴収の方法を改善してきている。しかし今後も引き続き市民生活にとって欠くことのできない水道水を将来にわたり恒久的、安定的に確保していくためには、さらなる通常経費の削減や効率化に向けた取り組みが必要となってきた。 そこで長期的視点に立ち持続可能な運営基盤の強化を図っていくため、以下の基本理念に基づきそれぞれの重点施策を実施する。	I 運営管理の強化 I－（１）施設管理の強化 I－（２）人材の育成 I－（３）事務業務の効率化 II 給水サービスの向上 II－（１）サービス体制の強化 II－（２）広報活動の充実 III 経営の健全化 III－（１）コストの縮減 III－（２）収益確保の推進
【経営の基本理念】 I 運営管理の強化 II 給水サービスの向上 III 経営の健全化	
2. 各基本理念に基づく施策 I 運営管理の強化 （１）施設管理の強化 安心、安定した水道の供給には、適切な運転管理や水道水の安全性を毎日把握することが必要となる。現在も中央監視システムにより効率的、効果的な管理を行っているが、さらなる施設管理の強化を図るため、中央監視システムの更新・拡充を図る。 維持管理業務においても、民間委託を活用するなどの検討を行い、さらなるサービスの提供と経費削減に努める。 （２）人材の育成 効率的な組織・体制の下、水道事業を取り巻く環境の変化に柔軟かつ的確に対応するため、日本水道協会などが開催する研修会や講習会へ積極的に参加するなど、事業運営に必要な技術の習得に重点を置いた研修体制を確立し、職員能力の向上を図る。 （３）事務事業の効率化 水道事業の経営にあたっては、個別業務委託をはじめ、水道施設の維持管理を目的とした第三者委託等の民間委託の活用による事業の効率化を推進する。 II 給水サービスの向上 （１）サービス体制の強化 水道利用者の視点に立った窓口業務、給水サービス、広報活動の提供により、きめ細やかなサービスを目指す。 特に窓口サービスを充実させるため、水道料金の納付方法（コンビニ収納等）の検討、申請などの利便性を図ることにより、利用者に密着したサービスの推進・向上に努める。 （２）広報活動の充実 ホームページや広報誌、防災無線等を活用し、緊急時における市民の方への速やかな対応やお知らせを行えるよう充実させる。 III 経営の健全化 （１）コストの縮減 適正な施設規模による運転コストの削減、民間委託の導入による人件費の削減を検討する。 （２）収益確保の推進 収益確保の推進のため、未収金対策、適正な水道料金への見直しなどにより、財源確保に取り組み、経営基盤の強化を図る。	

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1)投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

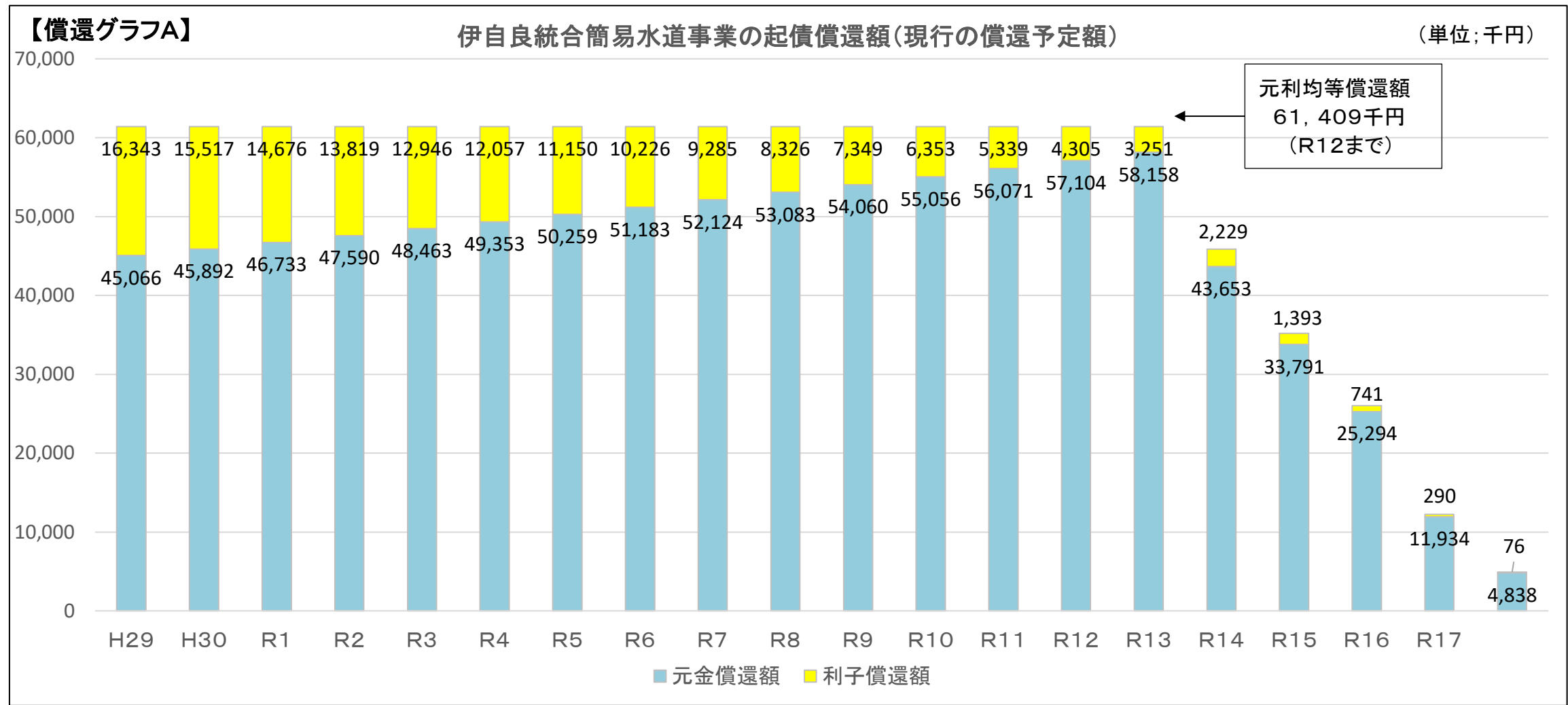
目	標	浄水施設の適正な管理と老朽管の更新及び管路の耐震化
---	---	---------------------------

現在、伊自良簡易水道の中央監視装置や電気・機械設備等は老朽化が著しく、中洞簡易水道については市役所での中央監視ができていないため、適正な浄水場等の運転管理や水道水の安全管理に支障をきたしている。管路については、伊自良簡易水道の全延長に対して12%の管路が布設後30年を経過しており、そのうち35年以上経過している管路0.4Kmは令和3年度に40年以上の経年管となる。
この様な緊急性がある課題に対して、令和2年度に作成した更新計画を基に、令和3年度より浄水場の電気・機械設備等や中央監視装置の更新を行う。又老朽管についても、計画的に更新する。

② 収支計画のうち財源についての説明

目	標	収支計画では、料金収入を令和7年度までに50%UPで推計したが、今後、老朽施設更新等に伴い、令和13年度から起債償還額が減少することを見込み、財政課とよく協議し、起債を財源に事業を検討することとする。
---	---	--

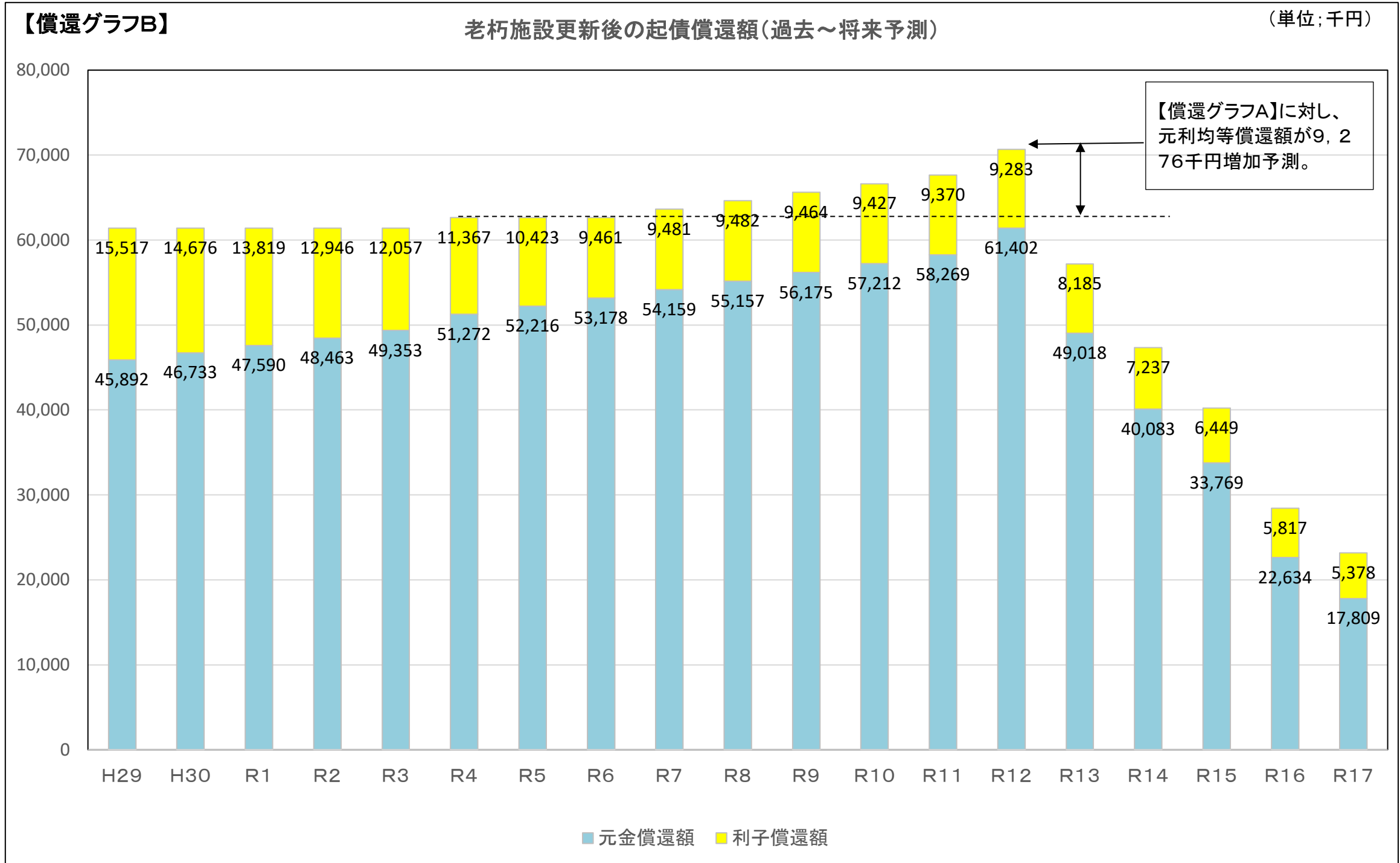
過去に実施した統合簡易水道事業時の起債償還【償還グラフA】は、令和12年度まで元利均等償還により年額61,409千円を償還を実施している。令和13年度以降は償還額が減少し、令和17年度に償還完了となる。



償還計 (千円)		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
	元金償還額	45,892	46,733	47,590	48,463	49,353	50,259	51,183	52,124	53,083	54,060	55,056	56,071	57,104	58,158	43,653	33,791	25,294	11,934	4,838
	利子償還額	15,517	14,676	13,819	12,946	12,057	11,150	10,226	9,285	8,326	7,349	6,353	5,339	4,305	3,251	2,229	1,393	741	290	76
	計	61,409	61,409	61,409	61,409	61,410	61,409	61,409	61,409	61,409	61,409	61,409	61,410	61,409	61,409	45,882	35,184	26,035	12,224	4,914

【償還グラフB】は令和3～5年度の法適用に伴う起債償還額や、今後の浄水場施設更新のための費用として令和6年度から令和11年度まで毎年5,000万円起債した場合の起債償還額予測を作成した。

起債償還【償還グラフA】と【償還グラフB】を比較すると、令和12年度までに償還額が9,300千円上昇している。令和13年度以降は【償還グラフA】同様に償還額が減少していくが、浄水場施設の電気・機械設備等や管路の更新するには、必要な費用であるため、法適用後に財政課と協議し、起債額及び時期について検討する。



年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
元金償還額	45,892	46,733	47,590	48,463	49,353	51,272	52,216	53,178	54,159	55,157	56,175	57,212	58,269	61,402	49,018	40,083	33,769	22,634	17,809
利子償還額	15,517	14,676	13,819	12,946	12,057	11,367	10,423	9,461	9,481	9,482	9,464	9,427	9,370	9,283	8,185	7,237	6,449	5,817	5,378
計	61,409	61,409	61,409	61,409	61,410	62,639	62,639	62,639	63,640	64,639	65,639	66,639	67,639	70,685	57,203	47,320	40,218	28,451	23,187
【新規起債額】	0	0	0	0	11,100	14,500	14,800	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	0	0	0	0	0	0

法適用に伴う起債

更新費用のための起債

更新費用の財源について	更新費用の財源は、平成13年度から起債償還額減少を見込み、平準化となるように、企業債の借入れを検討する。
料金収入について	料金収入については、上水道の料金改定と同様に令和7年度までに50%UPを目標とする。ただし、料金改定については、水道審議会で慎重に検討する。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

有収水量の向上
現在山口市では人口減少とともに、漏水による有収率の減少という問題も抱えている。今後においては、管路更新や漏水対策を行うことにより、有収率向上による収益増加と動力費や修繕費等のランニングコストの削減を図るようにする。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※ 投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。
また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

① 投資について検討状況等

民 間 の 資 金 ・ ノ ウ ハ ウ 等 の 活 用 (PFI ・ DBO の 導 入 等)	民間委託等の活用について今後検討する。
施 設 ・ 設 備 の 廃 止 ・ 統 合 (ダ ウ ン サ イ ジ ン グ)	給水人口減少を踏まえ今後検討する。
施 設 ・ 設 備 の 合 理 化 (ス ペ ッ ク ダ ウ ン)	人口減少に伴い、今後施設・設備の合理化について今後検討する。
施 設 ・ 設 備 の 長 寿 命 化 等 の 化 投 資 の 平 準 化	取水施設・浄水施設・制御システムについては、保守点検及び修繕にて長寿命化を実施している。 今後はさらに計画性を高め平準化を進めていきたい。
広 域 化	現在の各水源地での給水量について、広域化したときに配水可能かよく検討し、可能な場合は今後広域化について検討する。
そ の 他 の 取 組	

② 財源について検討状況等

料 金	
企 業 債	
繰 入 金	今後も継続の予定であるが、令和5年度からの法適用に伴い、再度検討する。
資 産 の 有 効 活 用 等 (* 2) に よ る 収 入 増 加 の 取 組	現在未検討であるが、広域化・統合などにより浄水場の廃止がある場合は、資産の売却を検討する。
そ の 他 の 取 組	

*2 遊休資産の売却や貸付、債券運用の導入、小水力発電や太陽光発電など

③ 投資以外の経費についての検討状況等

委 託 料	施設管理において、過大な費用負担とならないよう適切な費用を算定し検討する。
修 繕 費	施設及び管路の更新により抑制に努める。
動 力 費	使用量の削減と有利な契約方法を今後も検討していく。
職 員 給 与 費	現在未検討。
そ の 他 の 取 組	

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経 営 戦 略 の 事 後 検 証 、 更 新 等 に 関 す る 事 項	本経営戦略は、PDCAサイクルによる進捗状況等の評価・検証を行った上で、お客様ニーズや社会環境の変化 等を踏まえ、適宜修正を行っていく。 具体的には、毎年の決算が公表された後、経営戦略の収支計画との乖離や他 計画との内容の整合を検証し、後年に影響が出てくる場合は、収支計画を修正する。 3年～5年ごとに有識者で構成された審議会を開催することとしており、時代にあった適切な経営戦略となっているか、第三者の目からも検証を行っていく。 経営戦略の改定を行った際は、議会に報告するとともにHP上に公表し、速やかに住民へお知らせする。
--	---

経営比較分析表（令和元年度決算）

岐阜県 山県市

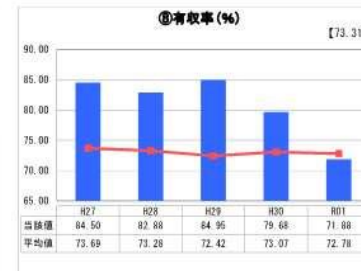
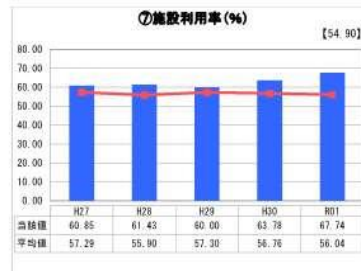
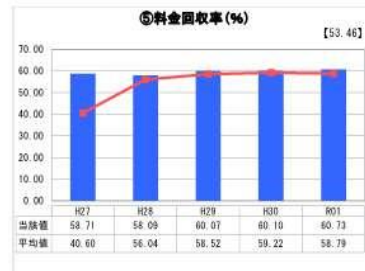
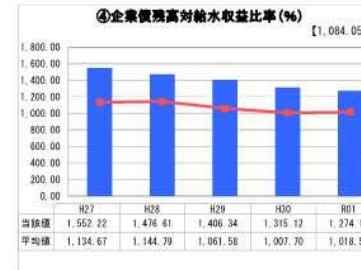
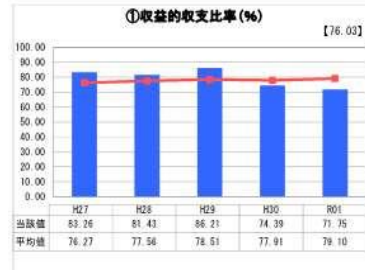
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	水道事業	簡易水道事業	D3	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)	
-	該当数値なし	13.48	2,420	

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
26,971	221.98	121.50
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
3,611	9.00	401.22

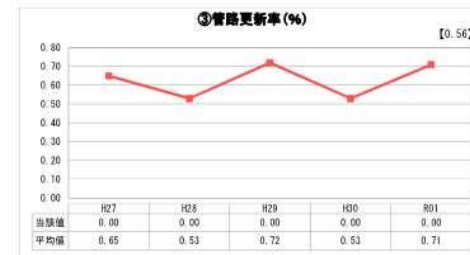
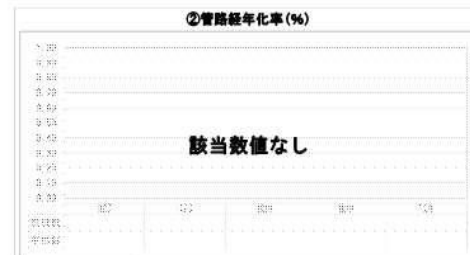
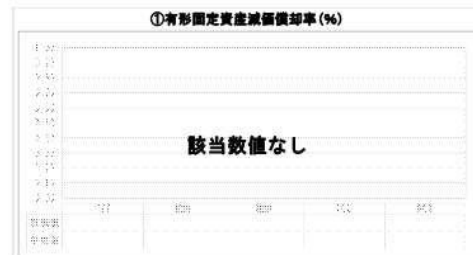
グラフ凡例

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 【】 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益の収支比率は、昨年に比べ更に悪化し、類似団体平均値を大きく下回っている。要因は料金収入及び基金の減少による基金繰入が減少したためと考えられる。

④企業債残高対給水収益比率は毎年度の償還に伴い減少傾向ではあるが、類似団体平均値と比べて企業債残高が多い。これは平成14～17年度に実施した伊自良統合簡易水道事業実施に伴う起債償還期間が平成47年度まで継続するためである。改善には給水収益の増加が必要である。

⑤料金回収率、⑥給水原価は、類似団体とほぼ同水準であり、給水にかかる費用は給水収益によりまかなわれている。しかし、今後も懸念される給水人口の減少によって、給水収益の減少が見込まれるため、近年中には料金体系の見直しや維持管理費の更なる削減を行う必要がある。

⑦施設利用率、⑧有収率は、現在の施設の多くが平成14～17年度に整備されたものであり、類似団体と比べておおむね高い水準で効率的に利用しているが、給水人口の減少や節水意識の向上に伴う有収水量の減少の見込みにより施設利用率の減少が考えられる。また、伊自良統合簡易水道事業実施前の配水管が布設後20年～40年近く経過しているため、今後は施設利用率や有収率の低下が推測される。今後は施設の統合、給水区域の見直し等を視野に入れた経営転換と計画的な更新が必要となってくる。

2. 老朽化の状況について

簡易水道事業の導・送・配水管路延長は全体で約71.9kmあり、おもな管種は硬質塩化ビニール管が全体の約50%を占め、次いで水道用水用ポリエチレン管が全体の約40%となっている。

地震に強い耐震管路は伊自良統合簡易水道事業（平成14～17年度）で布設したものが大半で、耐震化率は約41%と高いが、それ以外は伊自良、中洞簡易水道ともに耐震性のない硬質塩化ビニール管が主体で、布設後20年～40年近く経過しており、今後はこれらの管路を耐震化する必要がある。

⑧有収率は当該年度において類似団体平均を下回り、更なる有収率の低下が予想される。管路の更新への投資は行っていない状況である。③管路更新率は0%が継続しているが、今後の更新時期を迎える管路については、上水道事業の更新・耐震化事業と歩調を合わせながら、簡易水道事業においても計画的かつ効率的に更新を進めていくことが必要となる。

全体総括

今後も、人口減少に伴う計画給水人口と現在給水人口の乖離が大きくなる中で、老朽施設の計画的な耐震化を考慮した施設更新、また、安定的な経営を確保するための適切な料金設定など様々な課題を抱えており、定期的に事業の見直しを行い、過大な投資とならないよう、施設規模、施設能力を検証し、効率的な更新を図っていく必要がある。

また、将来的に簡易水道事業を法適用化する上で、統合簡易水道事業（平成14～17年度）による資産の減価償却費が会計の負担となることが懸念される。

これらの課題に適切に対処していくため、県並びに近隣市町村と情報共有や連携を強化し、経営基盤の強化を図ることとする。

様式第2号（法非適用企業）

投資・財政計画
（収支計画）

（単位：千円，％）

区 分		年 度	平成29年 度（決算）	平成30年 度（決算）	令和元年 度（決算）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収 益 的 収 入	収益的収入	1 総 収 益 (A)	81,505	70,772	66,196	66,538	60,946	59,062	73,438	72,011	70,932	76,281	75,114	73,955	79,532
		(1) 営 業 収 益 (B)	56,817	57,190	55,309	54,413	53,545	52,690	67,396	66,318	65,257	70,633	69,503	68,391	74,026
		ア 料 金 収 入	56,796	57,182	55,288	54,403	53,532	52,676	67,384	66,305	65,244	70,621	69,491	68,379	74,014
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ そ の 他	21	8	21	10	13	14	12	13	13	12	12	12	12
		(2) 営 業 外 収 益	24,688	13,582	10,887	12,125	7,401	6,372	6,042	5,693	5,675	5,648	5,611	5,564	5,506
		ア 他 会 計 繰 入 金	8,756	8,069	7,599	7,162	6,717	6,372	6,042	5,693	5,675	5,648	5,611	5,564	5,506
		イ そ の 他	15,932	5,513	3,288	4,963	684	0	0	0	0	0	0	0	0
	収益的支出	2 総 費 用 (D)	48,651	48,408	43,444	44,493	56,888	56,268	55,607	43,408	43,373	43,319	43,245	43,150	43,034
		(1) 営 業 費 用	33,134	33,732	29,625	31,546	44,831	44,900	44,900	33,400	33,400	33,400	33,400	33,400	33,400
		ア 職 員 給 与 費	9,668	7,205	4,539	4,692	4,879	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900
		ウ ち 退 職 手 当													
		イ そ の 他	23,466	26,527	25,086	26,854	39,952	40,000	40,000	28,500	28,500	28,500	28,500	28,500	28,500
		(2) 営 業 外 費 用	15,517	14,676	13,819	12,947	12,057	11,368	10,707	10,008	9,973	9,919	9,845	9,750	9,634
		ア 支 払 利 息	15,517	14,676	13,819	12,947	12,057	11,368	10,707	10,008	9,973	9,919	9,845	9,750	9,634
		ウ ち 一 時 借 入 金 利 息													
		イ そ の 他													
	3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		32,854	22,364	22,752	22,045	4,058	2,794	17,831	28,603	27,559	32,962	31,869	30,805	36,498
資 本 的 収 入	資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	25,234	25,696	26,168	30,093	57,895	75,978	74,385	80,712	81,600	81,757	82,294	82,841	83,399
		(1) 地 方 債					11,100	14,500	14,800	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債													
		(2) 他 会 計 補 助 金	25,234	25,696	26,168	30,093	46,795	55,678	59,585	30,712	31,600	31,757	32,294	32,841	33,399
		(3) 他 会 計 借 入 金													
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金													
		(6) 工 事 負 担 金						5,800							
		(7) そ の 他													
	資本的支出	2 資 本 的 支 出 (G)	55,408	48,979	48,941	52,147	61,953	78,772	92,216	108,178	109,159	110,157	111,175	112,212	113,269
		(1) 建 設 改 良 費	9,516	2,246	1,351	3,684	12,600	27,500	40,000	55,000	55,000	55,000	55,000	55,000	55,000
		ウ ち 職 員 給 与 費													
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	45,892	46,733	47,590	48,463	49,353	51,272	52,216	53,178	54,159	55,157	56,175	57,212	58,269
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金													
		(5) そ の 他													
	3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		△ 30,174	△ 23,283	△ 22,773	△ 22,054	△ 4,058	△ 2,794	△ 17,831	△ 27,466	△ 27,559	△ 28,400	△ 28,881	△ 29,371	△ 29,870

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

年 度			平成29年 度(決算)	平成30年 度(決算)	令和元年 度(決算)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 分															
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)			2,680	△ 919	△ 21	△ 9	0	0	0	1,137	0	4,562	2,988	1,434	6,628
積 立 金 (K)			29	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度からの繰越金 (L)			999	1,000	38	9	0	0	0	0	569	285	2,424	2,706	2,070
前年度繰上充用金 (M)															
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)			3,650	76	17	0	0	0	0	1,137	569	4,847	5,412	4,140	8,698
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)															
実 質 収 支 (N)-(O)	黒	字 (P)	3,650	76	17	0	0	0	0	1,137	569	4,847	5,412	4,140	8,698
	赤	字 (Q)													
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)															
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)			86.2%	74.4%	72.7%	71.6%	57.4%	54.9%	68.1%	74.6%	72.7%	77.5%	75.6%	73.7%	78.5%
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)															
営 業 収 益 ー 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)			56,817	57,190	55,309	54,413	53,545	52,690	67,396	66,318	65,257	70,633	69,503	68,391	74,026
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)															
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (T)															
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)															
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)															
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)															
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)															
地 方 債 残 高 (X)			889,704	844,638	798,746	752,013	704,423	655,960	606,608	556,349	505,166	453,042	399,959	345,899	290,843

○他会計繰入金 (単位:千円)

年 度		平成29年 度(決算)	平成30年 度(決算)	令和元年 度(決算)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 分														
収 益 的 収 支 分		8,755	8,069	7,599	7,162	6,717	6,372	6,042	5,693	5,675	5,648	5,611	5,564	5,506
	うち基準内繰入金	8,532	8,069	7,599	7,162	6,717	6,372	6,042	5,693	5,675	5,648	5,611	5,564	5,506
	うち基準外繰入金	223												
資 本 的 収 支 分		25,234	25,696	26,168	30,093	46,795	55,678	59,585	30,712	31,600	31,757	32,294	32,841	33,399
	うち基準内繰入金	25,234	25,696	26,168	27,003	27,449	28,409	29,542	30,712	31,230	31,757	32,294	32,841	33,399
	うち基準外繰入金				3,090	19,346	27,269	30,043	0	370	0	0	0	0
合 計		33,989	33,765	33,767	37,255	53,512	62,050	65,627	36,405	37,275	37,405	37,905	38,405	38,905